

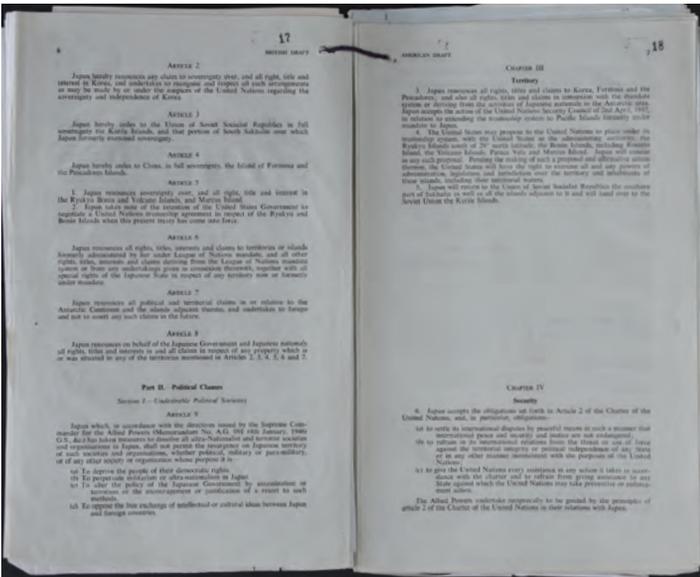
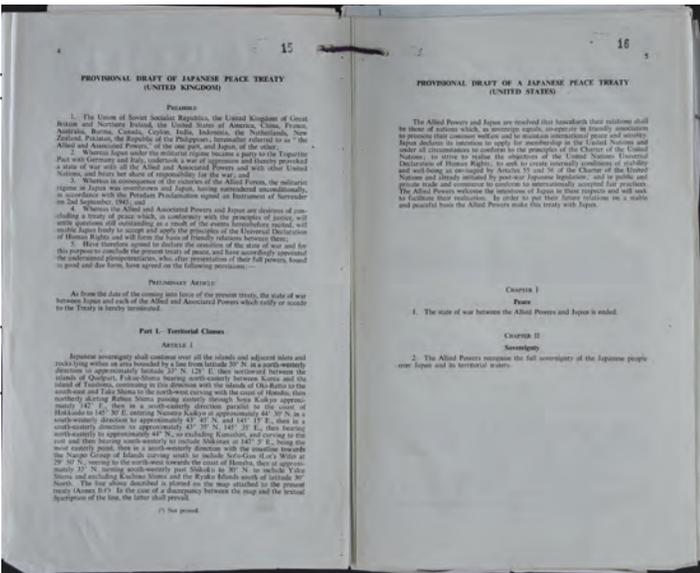
時代区分III (2)-②英国政府内部資料に見る米英の条約草案における日本の領土関連規定

米国草案は日本の領土の境界について記述がないのに対し、英国草案は線で示す方式を提案し、竹島は日本領から除外

No.38 新規掲載

PROVISIONAL DRAFT OF JAPANESE PEACE TREATY (UNITED KINGDOM) PROVISIONAL DRAFT OF A JAPANESE PEACE TREATY (UNITED STATES) 対日平和条約—米国と英国の草案

1951年(昭和26年)3月23日(米国草案) 1951年(昭和26年)4月7日(英国草案)



資料概要

英国政府内部資料(P70囲み参照)に綴じられた米国及び英国の対日平和草案。右に米国草案、左に英国草案を対比できるように編集されている。

右の米国草案においては、「韓国に対するすべての権利、権原、請求権を放棄する」としか書かれていない(第3条)。

これに対して、英国草案は、「日本の主権は、・・・線で囲まれた域内に存在するすべての島、隣接する小島及び岩に対して継続する」とし、その線が具体的に規定されている。この線が竹島と隠岐列島の間を通るように引かれている。

Table with 2 columns: 作成年月日 (1951年(昭和26年)3月23日(米国草案), 1951年(昭和26年)4月7日(英国草案)), 編著者 (英国外務省(収録誌)), 発行者 (-), 収録誌 (Japanese Peace Treaty: attached Provisional draft which is to be read to HM Ambassador at Washington, intended to serve as preliminary working document. TNA, FJ1022/222 (FO371/92538)), 言語 (英語), 媒体種別 (紙), 公開有無 (有), 所蔵機関 (英国国立公文書館), 利用方法 (英国国立公文書館で利用手続きを行う)

所蔵: 英国国立公文書館(資料画像は公益財団法人日本国際問題研究所提供)

内容見本

PROVISIONAL DRAFT OF JAPANESE PEACE TREATY
(UNITED KINGDOM)
(text omitted)

Part I.—Territorial Clauses
ARTICLE 1

Japanese sovereignty shall continue over all the islands and adjacent islets and rocks lying within an area bounded by a line from latitude 30°N. in a north-westerly direction to approximately latitude 33°N. 128°E then northward between the islands of Quelpart, Fukue-Shima bearing north-easterly between Korea and the island of Tsushima, continuing in this direction with the islands of Oki-Retto to the south-east and Take shima to the north-west curving with the coast of Honshu, (text omitted)

ARTICLE 2

Japan hereby renounces any claim to sovereignty over, and all right, title and interest in Korea, (text omitted)

PROVISIONAL DRAFT OF A JAPANESE PEACE TREATY
(UNITED STATES)
(text omitted)

CHAPTER II
Sovereignty

2. The Allied Powers recognise the full sovereignty of the Japanese people over Japan and its territorial waters.

CHAPTER III
Territory

3. Japan renounces all rights, titles and claims to Korea, Formosa and the Pescadores; (text omitted)

日本語訳

(英国草案)

第I部 領域条項
第1条

日本の主権は、北緯30度から北西方向におよそ北緯33度東経128度に向かい、北に濟州島と福江島の間を通り、韓国と対馬の間を北東方向に進み、この方向に、隠岐列島を南東に、竹島を北西にみながら、本州沿岸に沿って進み、(略)...線に囲まれた領域内に存在するすべての島、隣接する小島及び岩に対して継続する。(略)

第2条

日本国は、ここにおいて、韓国、(略)に対する主権並びに同国における権利、権原及び権益に対するいかなる請求権も放棄する。

(米国草案)

第II章
主権

2. 連合国は、日本国民の日本及びその領水に対する完全な主権を認める。

第III章
領域

3. 日本国は、韓国、台湾及び澎湖諸島、(略)に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

参考：英国政府内部資料に見る英国のスタンス

短い米国草案と長い英国草案

—双方の草案の背景説明がまとめられている英国政府内部資料

対日平和条約に関し、英国政府内部の参考資料として作成された資料(1951年4月7日付)。米国と英国が作成した草案が、作成経緯や考え方をまとめた資料とともに並記されている。

英国草案には、英外務大臣から駐米大使宛に英国草案を米国国務省に伝達するよう指示する文書(右写真)が付され、草案作成の考え方を米国に説明するよう求めている。ここで英国は、平和条約を早期に結び、日本が自由世界の一員として適切な出発を切れるよう、非制限的なものとする点において米国と基本的に一致しているとしつつ、英国草案がやや長いのは、対イタリア平和条約に関する実務的経験も生かしてのことであり、条文は、**将来に摩擦を残さないよう十分に精緻かつ包括的であるべきだと考えている**ことなどが記されている。



英国外務省「JAPANESE PEACE TREATY」(対日平和条約)
Japanese Peace Treaty: attached Provisional draft which is to be read to HM Ambassador at Washington, intended to serve as preliminary working document. TNA, FJ1022/222 (F0371/92538) 1951年(昭和26年)4月7日 所蔵:英国国立公文書館
(資料画像は公益財団法人日本国際問題研究所提供)